

函 館 行

令和2年(2020年)10月20日

函館市役所職員労働組合
執行委員長 鎌田 保 様

函館市長 工 藤 壽



人事・給与制度の見直しについて（提案）

人事・給与制度の見直しについて、別紙のとおり提案いたしますので、貴職のご理解とご協力をお願いします。

人事・給与制度の見直しについて

1 給与制度の見直し

提 案 内 容	実施予定時期
(1) 令和2年人事院勧告（令和2年10月7日勧告分）に基づく給与改定 ・ 期末・勤勉手当の支給月数引下げ 年4.5月分から年4.45月分に引下げ （期末手当の支給月数に反映）	令和2年12月1日
(2) 会計年度任用職員の給与改定 ・ 常勤職員の改定に準じて、期末手当の支給月数を引下げ 年2.6月分から年2.55月分に引下げ	令和3年4月1日

※ 今後、月例給に係る人事院勧告がなされた場合は、追加提案予定

2 人事制度の見直し

提 案 内 容	実施予定時期
(1) 夏季休暇等の付与日数の見直し ・ 夏季休暇の付与日数を3日以内から5日以内とする。 ・ 厚生に関する計画の実施に参加する場合の義務免（年2日以内）を廃止	令和3年4月1日
(2) 被服貸与制度の廃止 ・ 業務上必要な被服について、これまでの貸与制から、消耗品として購入する扱いに変更	令和3年4月1日

1 給与制度の見直し

(1) 令和2年人事院勧告（令和2年10月7日勧告分）に基づく給与改定

ア 期末・勤勉手当の支給月数引下げ

- ・年間支給月数 4.5月→4.45月

（再任用職員以外の職員）

※（ ）は特定管理職員

		6月期末	6月勤勉	12月期末	12月勤勉	年間計
令和2年度	改定前	1.30 (1.10)	0.950 (1.150)	1.30 (1.10)	0.950 (1.150)	4.50
	改定後	(支給済)		1.25 (1.05)	0.950 (1.150)	4.45
令和3年度	改定後	1.275 (1.075)	0.950 (1.150)	1.275 (1.075)	0.950 (1.150)	4.45

※再任用職員に係る引下げ勧告なし

イ 実施時期

令和2年12月1日

（期末・勤勉手当の令和3年度以降に係わる部分は令和3年4月1日）

(2) 会計年度任用職員の給与改定

ア 期末手当の支給月数引下げ

- ・年間支給月数 2.6月→2.55月（6・12月期 各1.275月）

イ 実施時期

令和3年4月1日

2 人事制度の見直し

(1) 夏季休暇等の付与日数の見直し

- ・ 職員の心身のリフレッシュを図るための制度として、夏季休暇を3日間、義務免を2日間、計5日間を措置しているが、義務免については取得時期に制限がないことから、制度本来の趣旨である夏季における長期休暇のさらなる取得促進を図るため、夏季休暇としての制度に統一し、付与日数を5日間とするものである。

(2) 被服貸与制度の見直し

- ・ 被服貸与は、貸与する職員の範囲や被服の種類等を規則に定めているが、規則にないものでも消耗品として購入したり、まだ貸与する必要のない場合でも規則に基づき再貸与されている実態もあることから、より柔軟かつ効果的に対応できるようにするため、業務上必要な被服については、これまでの貸与制から消耗品として購入する取扱いに変更し、併せて簿冊管理などの事務負担の簡素化を図るものである。